

野村株主還元70

Equity: インデックス事業部

インデックス構成ルールブック

リサーチアナリスト

インデックス・プロダクツ

インデックス事業部 - NFRC

idx_mgr@nfr.co.jp

野村株主還元70とは

本指数は、国内金融商品取引所に上場する普通株式(ただし、東証33業種分類の「銀行業」、「証券、商品先物取引業」、「保険業」、「その他金融業」に属する銘柄は除外する)の中から、配当及び自社株買い等を基にした定量的な指標によって積極的に株主還元を行っている70銘柄を選定して構成銘柄とする株価指数である。個別銘柄の組入ウエイトは浮動株調整時価総額に比例する(ウエイト上限は2%)。

指数の特徴

- 過去3年間の実績配当・自社株買い・増資等に基づいた「ネット総還元利回り」の高い70銘柄を選定
- 分散投資と流動性のバランスに配慮し、浮動株調整時価総額でウエイト付け(ウエイト上限は2%)
- 東証33業種分類の「銀行業」、「証券、商品先物取引業」、「保険業」、「その他金融業」に属する銘柄は除外する
- 構成銘柄は年1回見直される

主なルール変更・追加など

[2020年10月30日]「ネット総還元利回り」計算方法の変更(「2.2.3 ネット総還元利回りを
用いた指数構成銘柄の決定」参照)

目次

1. 定期入替	3
1.1 定期入替日	3
1.2 定期入替基準日	3
1.3 定期入替の公表	3
2. 銘柄選定	4
2.1 銘柄母集団	4
2.2 銘柄選定方法	5
2.3 指数構成銘柄の保有方法	6
3. 指数の臨時入替	7
3.1 株式交換、株式移転、合併などの取り扱い	7
3.2 銘柄の除外	7
4. 指数の計算	8
4.1 指数の基準日と基準値、公表開始日	8
4.2 指数時価総額の計算	8
4.3 指数値の計算	8
4.4 基準時価総額の修正	9
4.5 組入比率の変更による調整	10
5. データ公開サービス	11
指数に関するお問い合わせ	12
ディスクレイマー	13
指数に関する方針書	14

1. 定期入替

1.1 定期入替日

定期入替日は年1回、2月第一営業日とし、定期入替日の前営業日の引け後に実施する。

1.2 定期入替基準日

定期入替基準日は、定期入替日の前々月末営業日(12月末営業日)とする。定期入替基準日時点におけるデータを用いて計算した結果をもとに、定期入替後の構成銘柄と指数組入株式数が決定される。

1.3 定期入替の公表

原則として、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下、NFRC) ウェブサイト上で定期入替日の10営業日前の16時頃(東京時間)に定期入替について公表する。ただし、突発的な事象や直前まで情報が確定できない場合にはこの限りではない。

NFRCウェブサイト: <https://www.nfrc.co.jp/SMI/jp/nsy/index.html>

2. 銘柄選定

2.1 銘柄母集団

銘柄母集団は、定期入替基準日時点における国内金融商品取引所¹の全上場銘柄のうち、直近の10月15日時点で算出した浮動株調整時価総額²上位98%に相当する銘柄群とする。ただし、定期入替基準日時点の以下の銘柄は除外される。

- **普通株以外の株式**
原則として普通株のみを対象とする。ただし、特に必要と認められた場合にはその限りではない。
- **整理銘柄**
整理銘柄に指定されている銘柄は母集団に加えない。
- **監理銘柄³**
監理銘柄(審査中)または監理銘柄(確認中)に指定されている銘柄のうち、定期入替直前の指数構成銘柄でないものは母集団に加えない。
- **公開買付対象会社³**
公開買付対象会社となっている銘柄は、以下の全ての条件により予め母集団から除くことができる。
(1) 公開買付期間の終了日が定期入替基準日と定期入替日の間にある。
(2) 公開買付者が公開買付対象会社の発行済株式数の全てを取得することを企図している。
(3) 当該株式の全部取得と引換えに、公開買付者の株式、もしくは、金銭交付をすることが付議される予定であり、公開買付対象会社の賛同が得られている。
- **上場投信・不動産投資信託**
- **外国株**
日本市場で取引されているが、外国部に上場されている、あるいは外国企業とみなされる銘柄は除く。
- **その他**
潜在株、ワラントやその権利は除く。日本銀行も除く。

¹ 東京証券取引所(プライム市場、スタンダード市場、グロース市場、TOKYO PRO Market)、名古屋取引所、札幌取引所、福岡取引所

² 市場で流通する可能性が高く、投資家が実際に投資対象としている株式数を反映させるために、「野村コンポジット株価×(指数計算用発行済株式数－安定持株数)」によって推定した浮動株調整時価総額を用いる。なお、安定持株数は毎年10月15日(休日の場合は前営業日)時点において利用可能な大株主データ、有価証券報告書の保有有価証券明細表、取引所や企業が公表した情報(所報や目論見書など)を参考にして推定している。指数計算用発行済株式数は「基準時価総額の修正」にある資本異動のタイミングに従って、株数の変化を反映させた発行済株式数である。野村コンポジット株価の詳細は「2.2.3 ネット総還元利回りをを用いた指数構成銘柄の決定」に記載している。

³ 2020年2月の定期入替から適用される。

2.2 銘柄選定方法

「2.1 銘柄母集団」に対して、以下の手順により指数構成銘柄を選定する。

「2.1 銘柄母集団」から「2.2.1 時価総額基準および流動性基準」を満たす銘柄を抽出する。

「2.2.1 時価総額基準および流動性基準」で抽出された銘柄から「2.2.2 業種基準」を満たす銘柄を抽出する。

「2.2.2 業種基準」で抽出された銘柄からネット総還元利回りの高い順に70銘柄を指数構成銘柄として採用する(「2.2.3 ネット総還元利回りをを用いた指数構成銘柄の決定」を参照)。

2.2.1 時価総額基準および流動性基準

定期入替基準日時点におけるデータを用いて、「2.1 銘柄母集団」に対して以下の基準を満たす銘柄を抽出する。

- ・ 浮動株調整時価総額の大きい方から上位85%相当に含まれる銘柄
- ・ 直近60営業日平均売買代金の大きい順に500銘柄

2.2.2 業種基準

定期入替基準日時点において、東証33業種分類の「銀行業」、「証券、商品先物取引業」、「保険業」、「その他金融業」に属する銘柄を除外する⁴。

2.2.3 ネット総還元利回りをを用いた指数構成銘柄の決定

ネット総還元利回りの高い順に70銘柄を指数構成銘柄として採用する。このとき、同順位の銘柄が複数あり70銘柄を超えた場合には、同順位の中で浮動株調整時価総額の大きい銘柄から順に70銘柄に達するまで採用する。

ネット総還元利回りは、以下の計算式による⁵。データは定期入替基準日時点で取得可能な値を使用する。

- ・ $\text{ネット総還元利回り}(\%) = \text{ネット総還元金額} \div \text{発行済時価総額} \times 100$
- ・ $\text{ネット総還元金額} = \text{実績配当総額の過去3年平均値} + \text{実績自社株買い総額の過去3年平均値} - \text{実績増資総額の過去3年平均値} - \text{実績自己株式処分総額の過去3年平均値}$

【ネット総還元利回り計算に使用するデータ】

- ・ 実績配当総額の過去3年平均値
定期入替基準日から3カ月前の月末(9月30日)から遡って過去3年間に配当の権利付最終日が含まれる配当を対象に、過去3年間の実績配当総額を計算して3で除した値。
- ・ 実績自社株買い総額の過去3年平均値
定期入替基準日が含まれる月の月末(12月31日)から遡って過去3年間に実施した自社株買いを対象に、過去3年間の実績自社株買い総額を3で除した値。
実績自社株買い総額は、市場買付、公開買付、立会外買付のそれぞれの買付結果(市場買付は買付総額、その他は買付価格×買付株式数)の合計とする。
過去3年間に実施した自社株買いとは、“自社株買い基準日の3営業日後”時点が過去3年間に含まれる自社株買いを対象とする。自社株買い基準日とは、市場買付は買付期間終了日、その他は買付結果公表日とする。
- ・ 実績増資総額の過去3年平均値
定期入替基準日が含まれる月の月末(12月31日)から遡って過去3年間に実施した増資を対象に、過去3年間の実績増資総額を3で除した値。
実績増資総額は、公募、第三者割当のそれぞれの発行価格×公募株式数(第三者割当の場合は割当株式数)の合計とする。
過去3年間に実施した増資とは、“払込期日の3営業日後”時点が過去3年間に含まれる増資を対象とする。

⁴ ただし、金融庁が公表する銀行持株会社免許一覧、および保険持株会社認可一覧を参照して銘柄を除外することがある。

⁵ 自己株式処分額の控除は、2021年2月の定期入替から適用される。

- 実績自己株式処分総額の過去3年平均値
 定期入替基準日が含まれる月の月末(12月31日)から遡って過去3年間に実施した自己株式の処分を対象に、過去3年間の実績処分総額を3で除した値。
 実績自己株式処分総額は、自己株式の譲渡、及び引受人の買取引受によるそれぞれの売却処分額(処分価格×処分株式数)の合計とする。
 過去3年間に実施した自己株式の処分とは、“払込期日の3営業日後”時点が過去3年間に含まれる自己株式の処分を対象とする。
- 発行済時価総額
 発行済時価総額=定期入替基準日時点の野村コンポジット株価×定期入替基準日時点の指数計算用発行済株式数

野村コンポジット株価

直近60営業日の値付き率と出来高をもとに、銘柄ごとに適正に値付けされていると考えられる取引所を選定し、その取引所における株価を野村コンポジット株価とする。取引所の選定は原則として日次で行う。株価は次の優先順位で採用される。

採用取引所の約定価格^(注) > 採用取引所の基準値段 > 前営業日の野村コンポジット株価

^(注) 採用取引所の特別気配値または連続約定気配値がある場合はそれを優先する。

2.3 指数構成銘柄の保有方法

2.3.1 指数構成銘柄の組入ウエイトとその上限

指数構成銘柄の組入ウエイトは、定期入替基準日時点の浮動株調整時価総額に比例した比率とする。ただし、組入ウエイトの上限は2%とし、上限超過分を浮動株調整時価総額に応じて他の銘柄に比例配分する。

2.3.2 指数構成銘柄の組入株数と組入比率

前項で決定された組入ウエイトに等しくなるように、定期入替基準日時点のデータを用い、指数構成銘柄の組入株式数と組入比率を計算する。

$$\text{組入時価総額}_i = \text{組入ウエイト}_i \times \text{指数時価総額}$$

$$\text{組入株式数}_i = \text{組入時価総額}_i \div \text{野村コンポジット株価}_i$$

$$\text{組入比率}_i = \text{組入株式数}_i \div \text{指数計算用発行済株式数}_i$$

ここで、添え字の*i*は*i*番目の構成銘柄を表す。

3. 指数の臨時入替

3.1 株式交換、株式移転、合併などの取り扱い

下記のルールを原則として、一時的な指数からの銘柄除外を防ぎ、連続的に組入れるよう処理を行う。

3.1.1 株式交換、吸収合併の場合

上場廃止になる完全子会社や被合併会社(以下、被合併銘柄)を上場廃止後も採用し、変更上場日(休日の場合は翌営業日)に除外する。上場廃止後の被合併銘柄の評価価格には、存続する完全親会社や合併銘柄の時価に割当比率(合併比率)を勘案した価格を用いる。また、存続する完全親会社や合併銘柄は、割当比率(合併比率)を考慮して変更上場日(休日の場合は翌営業日)に組入比率を変更する。

3.1.2 株式移転、新設合併の場合

事業承継される完全親会社や合併会社(以下、合併銘柄)が非上場でかつ短期間のうちに上場される銘柄については、合併銘柄の新規上場日(休日の場合は翌営業日)に被合併銘柄を除外する。上場廃止後の被合併銘柄の評価価格には上場廃止日前日の評価価格を用いる。また、合併銘柄は、新規上場日に採用する。ただし、合併銘柄が定期入替後の構成銘柄とならないことが明らかな場合、被合併銘柄は上場廃止日に指数から除外されることがある。

3.2 銘柄の除外

3.2.1 整理銘柄の指定

整理銘柄に指定された日(休日の場合は翌営業日)の4営業日後に除外する。ただし、複数の市場に上場されている銘柄の場合、いずれかの市場で整理銘柄に指定されていない場合は除外しない。

3.2.2 上場廃止

「3.1 株式交換、株式移転、合併などの取り扱い」に該当しない事由によって上場廃止になる場合には、上場廃止日に除外する。

3.2.3 母集団の定義に著しくそぐわなくなった場合

構成銘柄が「2.1 銘柄母集団」の定義に著しくそぐわなくなったと考えられる事由が発生した場合、当該会社、証券取引所、政府機関、または、規制当局の公式発表をもって除外することができることとする。ただし、銘柄を除外した後、定期入替基準日時点でその事由が取り下げられている場合には、母集団不適格を解除する。

4. 指数の計算

4.1 指数の基準日と基準値、公表開始日

基準日は2008年1月31日とし、基準日の指数値(基準値)は10,000とする。

公表開始日は2019年3月13日。

4.2 指数時価総額の計算

組入時価総額_i = 野村コンポジット株価_i × 組入株式数_i

指数時価総額 = \sum_i (組入時価総額_i)

ここで、添え字の i は i 番目の構成銘柄を表し、 \sum_i は指数構成銘柄に関する和を表す。

4.3 指数値の計算

資本異動や構成銘柄の変更など、市況変動が要因ではない時価総額の変動により指数値が影響されることを防ぐため、基準時価総額を使って以下の通り計算される⁶。

ここで、添え字 t は当日、 $t-1$ は前営業日を表す。

円ベース指数値の計算

- 配当除く指数

基準時価総額_t = 時価総額_{t-1} + 修正時価総額_t

$$\text{リターン}_t = \frac{\text{時価総額}_t}{\text{基準時価総額}_t} - 1$$

指数値_t = 指数値_{t-1} × (1 + リターン_t)

- 配当込み指数

基準時価総額_t = 時価総額_{t-1} + 修正時価総額_t - 修正配当総額_t

$$\text{リターン}_t = \frac{\text{時価総額}_t + \text{配当総額}_t}{\text{基準時価総額}_t} - 1$$

指数値_t = 指数値_{t-1} × (1 + リターン_t)

配当の反映方法

配当込み指数では、配当を配当落ち日に指数値に反映させる。ただし、配当落ち日には配当額が確定していないため、会社発表の予想配当(なければ東洋経済新報社の予想配当)を用いる⁷。後に予想配当と実績配当に差異が生じた場合には、決算発表の当月末営業日(決算発表が月末営業日の場合は翌月末営業日)に基準時価総額の修正を行う。その他、配当調整が必要な場合は、その事実が把握された日の当月末営業日(事実が把握された日が月末営業日の場合は翌月末営業日)に基準時価総額の修正を行う。

⁶ 「修正時価総額」は、指数構成銘柄の資本異動による時価総額の増減や構成銘柄の変更による時価総額の増減として計算される。また、「修正配当総額」は、予想配当と実績配当に差異が生じた場合の予想配当と実績配当の差分として計算される。

⁷ このルールは2011年12月末決算期分から適用される。それ以前は権利落ち日に実績配当を用いた。

4.4 基準時価総額の修正

資本異動や構成銘柄の変更が生じた場合、以下の通り基準時価総額の修正を行う(図表 1)。ただし、株式分割や株式併合は、払い込みを伴わない資本異動で時価総額は不変であるため基準時価総額の修正を行わない。

図表 1: 資本異動のタイミング

	資本異動	修正日	採用株価
銘柄入替	株式移転、株式交換、合併	変更上場日	前日株価
	会社分割(分割会社)及びスピノフ	権利落日	使用しない ⁸
	銘柄入替	銘柄入替日	前日株価
増資	株主割当	権利落日	発行価格
	新株予約権無償割当	権利落日	行使価額
	自己株式無償割当	権利落日	前日株価
	公募増資	払込期日の翌営業日(発行日決済取引の場合は新株式の上場年月日)	前日株価
	第三者割当増資	変更上場日の5営業日後	前日株価
	優先株の転換	転換株数が把握された日の月末営業日	前日株価
	新株予約権付社債の権利行使 新株予約権の行使	権利行使された新株数が把握された日の月末営業日	前日株価
	会社分割(承継会社の新株式)	変更上場日	前日株価
減資	自己株式消却	自己株式が消却された日の翌月末営業日	前日株価
	割当失権	割当失権が公表された日の月末営業日(月末5営業日以降に公表された場合は翌月末営業日)	前日株価
	有償減資	効力発生日	前日株価
その他	その他調整	基準時価総額の修正が必要なその他調整が所報で公表された日の月末営業日(月末5営業日以降に公表された場合は翌月末営業日)	前日株価

出所: NFRC

⁸ 会社分割(分割会社)及びスピノフの場合、減少資本により基準時価総額を修正する。

減少資本の定義は以下の通り。

① 分割会社が、分割する部門あるいはスピノフ会社の株式の評価額を公表しない場合:

減少資本 = 分割会社の資本の部から減少する予定の資本総額(減少資本金等)

② 分割会社が、分割する部門あるいはスピノフ会社の株式の評価額を公表する場合:

減少資本 = 分割する部門の評価額あるいは、スピノフ会社の株式の評価額 × 総株式数

4.5 組入比率の変更による調整

定期入替および臨時入替、その他必要に応じて銘柄入替を実施する。また、下記の資本異動によって指数計算用発行済株式数に変更がある場合は、組入株式数が不変となるよう、組入比率を変更する。

- 株式移転、株式交換、合併⁹
- 株主割当
- 新株予約権無償割当
- 公募増資
- 第三者割当増資
- 優先株の転換
- 新株予約権付社債の行使、新株予約権の行使
- 会社分割(承継会社の新株式)
- 自己株式消却
- 割当失権
- 有償減資
- その他調整

⁹ 完全子会社(被合併会社)が指数構成銘柄の場合、完全子会社(被合併銘柄)の組入株式数の合計となるよう割当比率(合併比率)を考慮の上、完全親会社(合併会社)の組入比率を変更する。

5. データ公開サービス

指数提供メディア¹⁰

指数値は以下の媒体で公開される。

Bloomberg:	NMRIJOSY <Index> (円ベース配当除く指数) NMRIJISY <Index> (円ベース配当込み指数)
QUICK:	NRIJ@
LESG:	.NSY70 (円ベース配当除く指数) .NSY70TR (円ベース配当込み指数)
ウェブサイト:	https://www.nfrc.co.jp/SMI/jp/nsy/index.html

¹⁰ 公開情報は全て参考値とする。

指数に関するお問い合わせ

野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社

インデックス事業部

Email idx_mgr@nfrco.jp

ウェブサイト https://www.nfrco.jp/SMI/jp/nsy/index_contacts.html

ディスクレイマー

野村株主還元70指数の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下、NFRC)に帰属します。

なお、NFRCは、当インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、インデックスの利用者およびその関連会社が当インデックスを用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

インデックスの算出において、電子計算機の障害もしくは天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、インデックスの公表を延期または中止することがあります。

本ルールブック作成時点において想定していない事象が発生した際には、事前にアナウンスの上、当該アナウンスにおける記載事項を優先的に取り扱うことがあります。

インデックス・データを取得した経路(当社ウェブサイト、情報ベンダー各社のサービスを通じた取得、等)に関わらず、これらのインデックスをご利用の際は、「インデックス・ライセンスについて」をご確認ください。

「インデックス・ライセンスについて」 <https://www.nfrc.co.jp/SMI/jp/indexlicense.html>

- 本資料は、お客様への情報提供を目的として、NFRCが作成したものです。
- 本資料に掲載された全ての意見や予想はNFRCの本資料作成時点での判断に基づいており、通知なく変更されることがあります。また、本資料における将来の予測に関する意見が実際に生ずるということを担保あるいは保証するものではありません。本資料の内容の一部は、NFRCが信頼性があると判断した様々な入手可能な情報に基づいています。しかし、NFRCはその正確さを保証するものではなく、これらの情報は要約された不完全なものである可能性があります。過去の投資実績は将来の結果を示唆するものではありません。
- 本資料は特定の証券取引に関する投資勧誘や投資アドバイスを目的としたものでもありません。
- NFRCが開発・提供する市場インデックス(自社関連インデックス)が使用されている運用商品等をお客様が投資対象とする場合、当該インデックス利用料の一部が直接的・間接的問わずNFRCに帰属する可能性があります。自社関連インデックスの詳細は以下のウェブサイトをご参照ください。
証券市場インデックス <https://www.nfrc.co.jp/SMI/jp/>
- 本資料は、配布されたお客様限りでご使用ください。本資料はNFRCの著作物であり、NFRCの書面による事前の承諾なく、本資料の全部もしくは一部を複製、転送または再配布することはご遠慮ください。

会社名	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
金融商品取引業者	登録番号 関東財務局長(金商) 第451号
加入協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会 会員番号(第011-00961号)

指数に関する方針書

指数に関する方針書及び関連する規制対応についての文書は以下参照。

<https://www.nfrc.co.jp/SMI/jp/guides/index.html>

- ガバナンス体制に関する方針書
- 利益相反に関する方針書
- 指数算出に関する方針書
- 不服処理に関する方針書